

標 題：

日本籍船以外の現存船に対する1974年  
SOLAS の1983年改正の適用について

# NK テクニカル インフォメーション

No. 46

昭和61年4月3日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、すでに御存知のように、1974年 SOLASの1983年改正（以下「1983年改正」という。）は1986年7月1日に発効し、1974年 SOLASの締約国の国籍を有する船舶に適用されます。

この1983年改正では、1974年 SOLASの第Ⅱ-1章、第Ⅱ-2章、第Ⅲ章、第Ⅳ章及び第Ⅶ章が改正されておりますが、特に顕著な改正が行われたのは第Ⅲ章（救命設備）であり、今回の改正の重要な部分をなすものであります。

1983年改正は、基本的には1986年7月1日以後に建造される船舶に適用されますが、1986年7月1日より前に建造された貨物船（以下「現存船」という。）についても、人員の配置、操作の手順等に関する条項（別紙の(1)ご参照）が、この改正の発効日である1986年7月1日から即日適用されます。

従って、これに該当する標記の現存船に対して、当該期日までに必要な措置をとられることが必要となります。

本会は1986年7月1日以降はじめて行われる安全設備に関する年次、中間、更新又は臨時の各検査の時期に、船籍国政府に代り当該条項に適合しているかどうかを確認いたします。この際、当該条項に適合していないことが明らかになった場合には、関連の条約証書について、現在本船所有の証書に替えて条件付短期証書（有効期間は2ヶ月とします。）を発行することになりますのでご注意ください。

なお、現存船に対してはさらに上記によるほか、別紙の(2)に掲げる救命設備を1991年7月1日までに備え付ける必要がありますので念のため申し添えます。

本件に関してご不明な点がありましたら、当会本部・技師長付までご照会下さい。

敬 具

別紙 (1) “1983年改正” 第Ⅲ章中、現存船に1986年7月1日から適用される規則

(2) “1983年改正” 第Ⅲ章中、現存船に1991年7月1日から適用される規則

## 別紙

- (1) “1983年改正” 第Ⅲ章中、現存船に1986年7月1日から適用される規則

第8規則 非常配置表及び非常時の指示

第9規則 操作の指示

第10規則 生存艇の人員配置及び乗艇者名簿

第18規則 退船訓練

第19規則 即応性の保持、保守及び点検

- (2) “1983年改正” 第Ⅲ章中、現存船に1991年7月1日から適用される規則

第6規則2.3 生存艇の非常位置指示無線標識

第6規則2.4 双方向無線電話設備

第26規則3 救命いかだ（追加分）

第27規則2 救命胴衣灯

第27規則3 イマージョンスーツ及び保温具（備え付けが必要でない場合がある。）

第30規則2.7 逆反射材